

全国知的障害者関係施設職員研修大会
鹿児島大会 第3分科会

「自分らしく暮らす」
～本人の想いを中心とした共生社会を実現する～

沖縄大学地域研究所

島村 聡

2019年10月

趣旨説明1

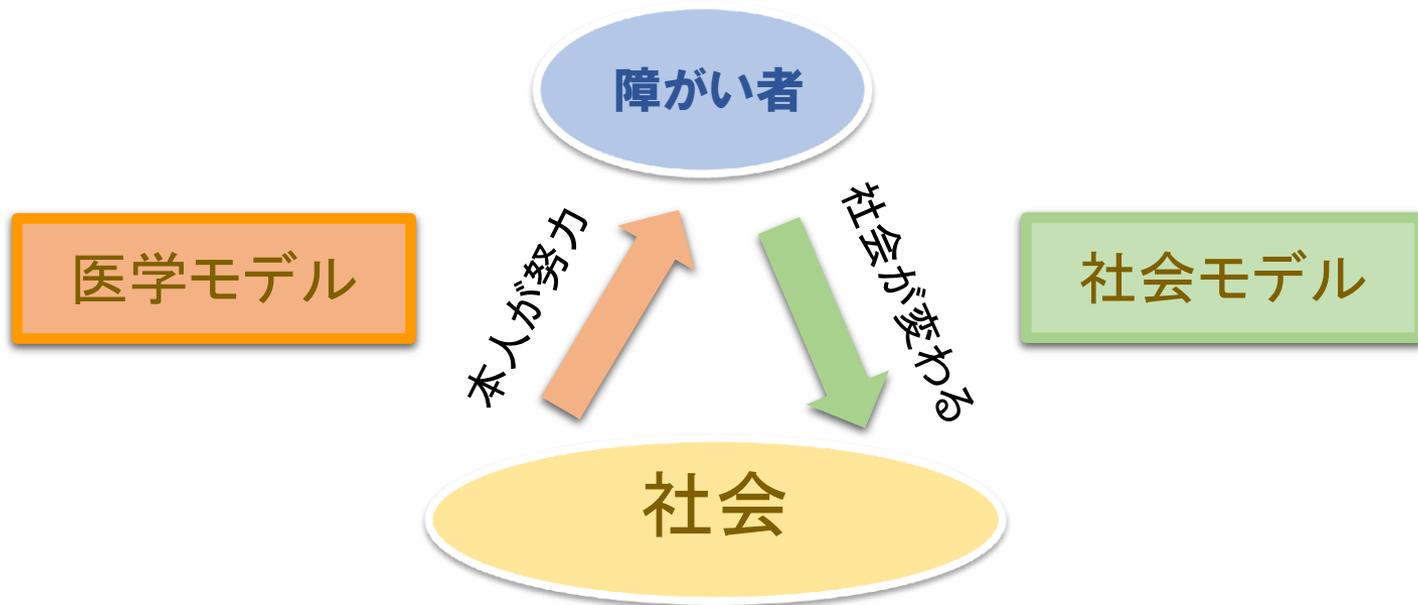
- 元々「共生社会」というコトバは社会への受け入れを望んだ障がい者が発したものだだった。
- しかし、現実には社会の偏見や差別は続き、障がいがあってもなくても同じように生きる社会には至っていない。
- 今、「地域」共生社会というコトバが生まれたが、その趣旨は住民を巻き込んだ包摂概念であり、異を認め、同化を要求しないものである。
- 残念ながら、まだまだ障がい者は地域から排除されがちで、住民との協働的な関係を創れているとはいえないだろう。

趣旨説明2

- そこで、障がいのある人はどのようにして自らの想いを表明し、「地域社会」の中で自己肯定的な生き方をすることができるのか？
- そのような生き方を支え、社会を変えていく積極的な動きに繋げていくにはどのようなアクションが必要なのか？
- 先駆的な取り組みから学び、熊本県や鹿児島県の実践に触れつつ、当事者からの本音を交えて考えていきたい。

障がいの社会モデル（権利条約の趣旨）

障がい者自身に問題があるのではなく、包摂できない社会に原因がある



例えば「住宅」どこに住みたいか？

- 住みたい住宅はどんなものですか？（意思決定）
- どのようにして確保しますか？（アクセス）
- 家賃支払いは出来ますか？（継続保障）

環境や支援も含めた「住まい」という思想が弱い

例えば「仕事」 どんな仕事をしたいのか？

- やりたい仕事はどんなものですか？（意思決定）
- どのようにして就職しますか？（アクセス）
- 仕事が続けられる職場ですか？（継続保障）

障がいがあるからこそ労働は人生の源泉としての
価値がある

例えば「学び」 どんな勉強をしたいのか？

- どんなことを学びたいですか？（意思決定）
- どのようにして就学しますか？（アクセス）
- 学び続けられる環境ですか？（継続保障）

生涯学び続けることはむしろ障がいのある人に重要

例えば「支援」 どんな支援を受けたいのか？

- どんなことを支えて欲しいですか？（意思決定）
- 必要な事業者や人は見つかりますか？（アクセス）
- 支援は今後も継続されますか？（継続保障）

多くの支援を受けることは自立に最も重要なこと

「地域」共生社会という前に

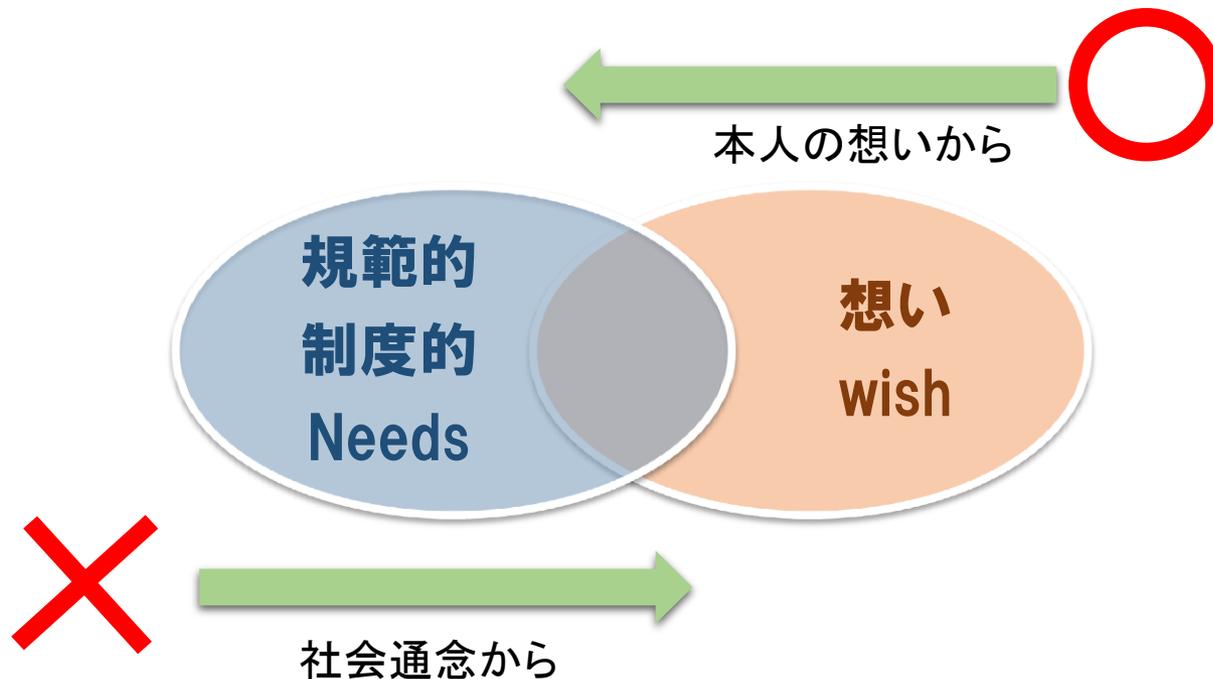
本人が主体であるという理解のもと
意思決定支援・アクセス方法の確立・継続性の保障
(権利条約の理念を実現することが前提)



それらが受け入れできたところを「地域」とする

本人主体の視点（本人中心）

社会通念や既存の制度から障がい捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「想い」を捉え、主体性を引き出す。



なぜ、本人主体の視点なのか

課題の解決からではなく、本人が出来ること、したいこと、好きなことに焦点をあてた支援を進める中でこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。

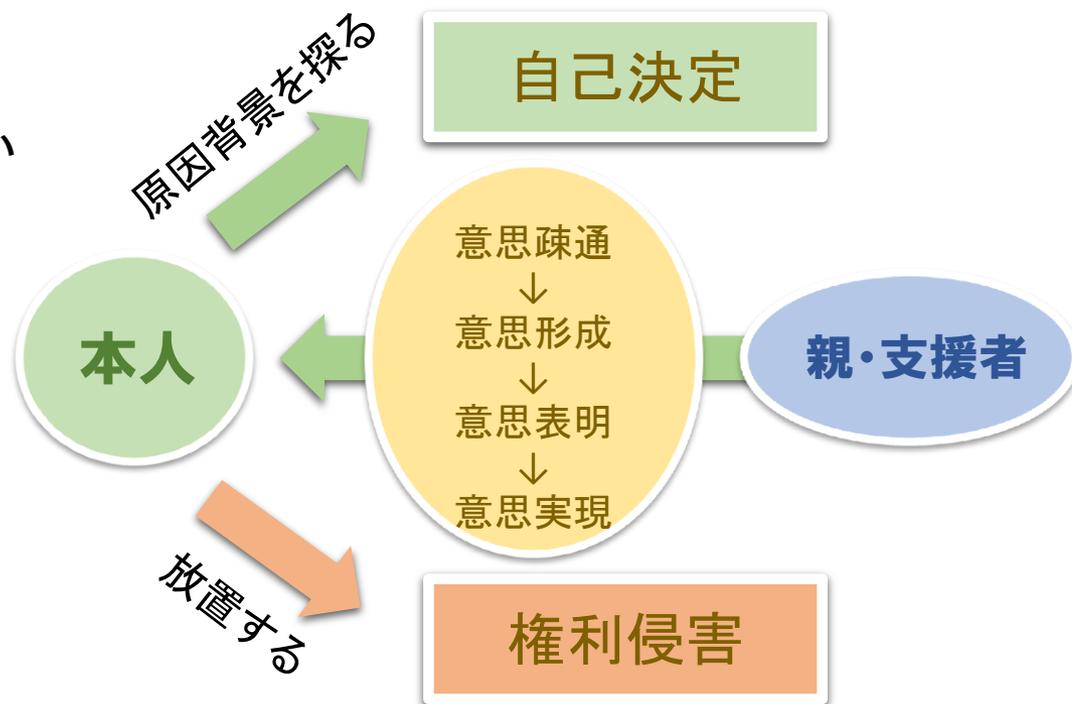
その際に重要なのが本人の自己効力感の向上であり、周囲の肯定的な態度の中で、したいことに近づくために小さな成功を積み重ね、あるいは、失敗を経験することでの学びを経て、結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。

これが僅かな前進であっても、本人の自己効力感の向上が周囲にパワーをもたらし、そのパワーがさらに本人の社会への影響力を増大させていく。その始まりはすべて本人の思いからである。

意思決定支援（権利条約第12条）

どんなに重い障がいや困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。

重症心身障がい
で反応がない
自傷他害を繰り返す
精神医療から抜けられない
アディクションが収まらない
犯罪を繰り返す
何度も約束を反故にする



施設及びサービス等の利用の容易さ (権利条約第9条)

施設やサービスなどが利用しやすくするために適切な措置をとること



地域生活の継続（権利条約第19条）

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。



「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発

○地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 〕による対応

○地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

○多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

・運営ノウハウの共有
・規制緩和の検討 等

○1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

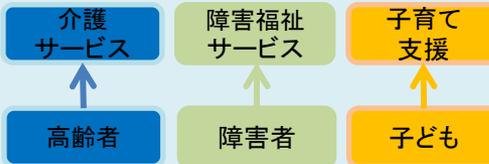


背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

○1を可能とするコーディネート人材の育成
○福祉分野横断的な研修の実施
○人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

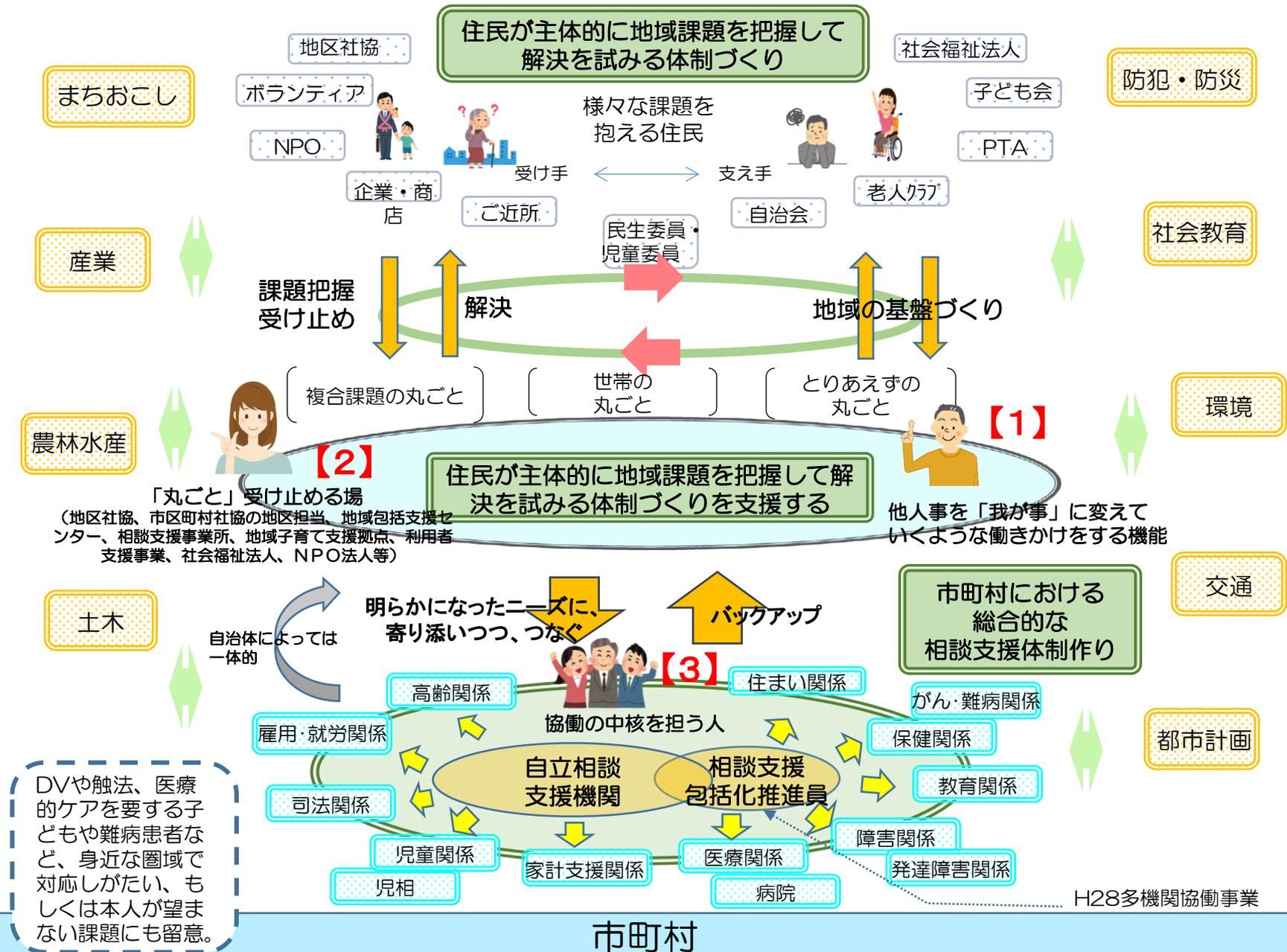
○先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
○業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
○人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮 者支援

子ども・子育て 家庭

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】
地域子育て支援拠点
子育て世代包括支援センター
等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

地域共生社会の定義

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

地域力強化検討会最終とりまとめ(2017)

地域共生社会の実現に向けて

- 〈共生文化〉それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦
- 〈予防的福祉の推進〉重層的なセーフティネットの構築
- 〈参加・協働〉すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ
- 〈多様な場の創造〉福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造
- 〈包括的支援体制〉包括的な支援体制の整備

共生文化とは何か

イギリス障害児協議会「Inclusion Policy」

(家族や周囲に)歓迎されること

分けられることなく一緒にいること

行きたいところに行けること

主体的に参加すること

人々が障がい児に期待を持つこと

必要なときに支援が得られること

「地域」共生社会とするために

- ・パートナーシップ：対等な立場
- ・Win Win：双方にとってプラスとなる関係
- ・違いの承認：違いを排除に結びつけない
- ・相互エンパワメント：関わりからパワーが生まれる
- ・自立：お互いは自立した存在という認識

今後の施策の方向性

